

【ドイツ・後期中等教育段階：オリバー・ジモン教諭の授業】

(担当：服部一秀)

授業事例

StR Oliver Simon：国民哀悼の日(Volkstrauertag)に関する授業

(2019年12月9日，Eichendorff-Gymnasium Koblenz，第12学年)



1 事例紹介

ここで取り上げる歴史授業は，ドイツのオリバー・ジモン教諭(StR Oliver Simon)による国民哀悼の日(Volkstrauertag)に関する授業の一部である¹⁾。

オリバー・ジモン教諭はドイツ西部のラインラント・プファルツ州コブレンツ市にあるアイヒェンドルフ・ギムナジウム(Eichendorff-Gymnasium Koblenz)²⁾で歴史科，ドイツ語，哲学を担当している。2019年12月にジモン教諭は，ギムナジウム上級段階(後期中等教育段階)の歴史科において，国民哀悼の日に関する授業を4時間(計180分)にわたって実践した³⁾。

ドイツの国民哀悼の日とは，同国において現在，「戦争と暴力の全ての犠牲者のための記念日」とされている。元々は1920年代，第一次世界大戦で戦死したドイツ人兵士を顕彰するために設けられた。ナチズム政権下で英雄記念日(Heldengedenktag)へ変更されたこともあった。現在では国民哀悼の日へ戻されているものの，「戦争と暴力の全ての犠牲者のための記念日」として位置づけ直されている。毎年11月の国民哀悼の日には式典が催され，連邦議会で哀悼の悼辞，「私には戦友がいた」の演奏などが行われる。

このような国民哀悼の日に関する授業をジモン教諭は，第12学年において実践した。第一次世界大戦に関する先行の授業を踏まえての授業実践である。ここでは，そのうち，同年12月9日に現地で参観することができた前半2時間(計90分)の授業について取り上げる。

2 授業の概要

前半2時間の計90分の授業は，午前の第1・2時間目に行われた。対象生徒は第12学年生18名であり，授業は2枚の配布プリントの資料を用いて進められた。

この授業は，次の4つのパートに分けることができる。

パート1：国民哀悼の日の問題の主題化

パート2：対応の判断のための現状と理由の認識①（演奏曲の歌詞の読解に基づく国民哀悼の日の分析）

パート3：対応の判断のための現状と理由の認識②（悼辞の読解に基づく国民哀悼の日の分析）

パート4：国民哀悼の日への対応の判断

《第1時間目》

〈パート1：国民哀悼の日の問題の主題化〉

パート1は、国民哀悼の日の問題を主題化するパートである。

このパートでは、生徒たちは2019年の国民哀悼の日の式典における大統領の悼辞、「私には戦友がいた」の演奏の映像を視聴し、第一次世界大戦後に設けられた記念日としての国民哀悼の日とその式典の存在について確認した。そうして教師から「なぜ第一次世界大戦を思い起こすのか」、「この祭日や式典ははたして今の時代にふさわしいものなのか」という問いを投げかけられ、現状維持の是非という問題を主題として把握した。国民哀悼の問題を主題化し、国民哀悼の日の現状維持の是非の判断に取り組むこと、その前提として現行の国民哀悼の日の存在理由をとらえることという学習課題を設定するのが、パート1である。

〈パート2：国民哀悼の日の現状と理由の認識① 演奏曲の歌詞の読解に基づく国民哀悼の日の分析〉

パート2は、演奏曲の歌詞を読解することにより、国民哀悼の日の存在について分析するパートである。現状維持の是非の問題という主題の把握を受け、判断のための前提として、国民哀悼の日の存在理由を探るべく、まずは第一次世界大戦後に国民哀悼の日が設けられた理由をとらえるため、当初より式典で用いられている「私には戦友がいた」について取り扱う。

このパートでは、1枚目のプリントの「私には戦友がいた」の歌詞、第一次世界大戦中の軍事郵便の絵葉書、西部戦線の兵士たちの遺体の写真という3つの資料を用いた。「その歌の歌詞を2枚の画像の一方に関係づけなさい」という課題により、生徒たちは銃弾に倒れた戦友を置いたまま前進する様子を描いた絵葉書に「私には戦友がいた」の歌詞の内容が合致することを確認し、歌詞の意味内容をとらえた。そうして、「その歌にうたわれている友情を特徴づけなさい」という課題により、負傷して戦力にならなくなった兵士を放置して戦いつづけることが戦術上必要なことであったという歌詞を通してのメッセージを読み解いた。その上で、「どうしてその歌が国民哀悼の日を具体化するために選ばれたのでしょうか」という課題により、大戦期の軍国主義的な社会の様子と敗戦後の動揺や未曾有の戦死者という当時の状況、戦死を尊い犠牲として意味づけて顕彰し正当化しようとする趣旨・意図、ナショナル・アイデンティティの維持をねらう基本立場という当時の理由をなす諸点についてとらえた。「私には戦友がいた」の歌詞とこの歌が採用された訳を分析し、国民哀悼の日が第一次世界大戦の敗戦後に設けられた理由を認識するのが、パート2である。

(配付資料1)



„Ich hatt' einen Kameraden,
Einen bessern findst du nit.
Die Trommel schlug zum Streite,
Er ging an meiner Seite
5 In gleichem Schritt und Tritt.

Eine Kugel kam geflogen,
Gilt's mir oder gilt es dir?
Ihn hat es weggerissen,
Er liegt mir vor den Füßen,
10 Als wär's ein Stück von mir.

Will mir die Hand noch reichen,
Derweil ich eben lad.
,Kann dir die Hand nicht geben,
Bleib du im ew'gen Leben
15 Mein guter Kamerad!""



1. その歌の歌詞を2枚の画像のどちらか一方に関係づけなさい。
2. その歌にうたわれている友情を特徴づけなさい。
3. どうしてその歌が国民哀悼の日を具体化するために選ばれたのでしょうか。

《2時間目》

〈パート3：国民哀悼の日の現状と理由の認識② 悼辞の読解に基づく国民哀悼の日の分析〉

パート3は、悼辞を読解することにより、国民哀悼の日の存在について分析するパートである。判断のための前提として、現在における国民哀悼の日の存在理由を探るため、現在の悼辞を過去の悼辞との比較において分析する。

このパートでは、2枚目のプリントの1961年、1973年、2012年の各年の悼辞を資料として用いた。まず、「1961年、1973年、2012年の死者の顕彰における重要な変化を明らかにしなさい」という課題により、生徒たちは3つの悼辞を比べた。2012年の悼辞において、兵士よりも先に、自国の犠牲者よりも先に、「暴力と戦争の犠牲者」について最初に言及していること、その上で現在までの暴力と戦争による様々な犠牲者について挙げていること、悼辞が「死者の顕彰」ではなく「死者の追悼」へ変更されていること、最後に世界の平和についての「責任」について述べていることなどを確認し、過去の悼辞と異なる現在の悼辞の特色をつかんだ。さらに生徒たちは、「なぜそうした変化が生じたのかについて説明しなさい」という課題により、悼辞の変化の訳を考え、非難すべきものとしての第一次世界大戦をはじめとする戦争の否定的見方、顕彰するのではなく様々な犠牲者を追悼することで負の過去に向き合うよう促そうとする趣旨・意図、それを現在の社会の諸問題の解決に向けて生かそうとする基本立場、それらの背景である第二次世界大戦後からのドイツ社会の変化などに着目した。

国民哀悼の日が第一次世界大戦の敗戦後に設けられた理由を認識したパート2を踏まえ、パート3では第一次世界大戦後とも第二次世界大戦後とも異なる現在のドイツにおける国民哀悼の日の存在理由について認識している。それによって「なぜ私たちは第一次世界大戦を思い起こすのか」という1つ目の学習課題に答え、現状の記念の有り様を対象化しているわけである。

(配布資料2)

M 10 Gedenken 1961	M 11 Gedenken 1973	M 12 Gedenken 2012
<p>„Totenehrung“ am Volkstrauertag im November (seit 1952 am 2. Sonntag vor dem 1. Advent) von Vize-Bundeskanzler Ludwig Erhard, CDU (1961). Seit 1954 ergänzt die „Totenehrung“ als eigentlich unveränderlicher Vortragstext den Ritus, dessen hier vorliegender Wortlaut 1961 vom Präsidium des Volksbundes Deutsche Kriegsgräberfürsorge gebilligt wurde. Seitdem wurde er häufig verändert.</p> <p>„Wir gedenken der in den beiden Weltkriegen gefallenen, ihren Verwundungen erlegenen und in der Kriegsgefangenschaft verstorbenen Soldaten, der getöteten oder verstorbenen Männer und Frauen im Gefolge der damaligen Wehrmacht, der durch Waffeneinwirkung in der Heimat und auf der Flucht umgekommenen Männer, Frauen und Kinder.</p> <p>Am Trauertage unseres Volkes um die Toten jener notvollen Jahre der Prüfung gedenken wir aber auch all derer, die Opfer ihrer politischen oder religiösen Überzeugung wurden, oder denen wegen ihrer rassischen Zugehörigkeit das Leben genommen wurde.</p> <p>Am Volkstrauertag des deutschen Volkes geht, getragen von der heißen Hoffnung auf die Versöhnung in unserer Mitte und in der ganzen Welt, schließlich unser Gedenken zu den Kriegstoten aller an den Kriegen beteiligten Völker.“</p> <p>Quelle: Niederschrift zur VDK-Präsidiumssitzung vom 11. März 1961, TOP 3, Punkt b (S. 3), VDK-Archiv Kassel</p>	<p>„Totenehrung“ von Bundeskanzler Willy Brandt, SPD (1973):</p> <p>„Wir gedenken heute der Opfer von Krieg und Gewalt in unserer Zeit, der Soldaten, die in den beiden Weltkriegen gefallen, ihren Verwundungen erlegen oder in Kriegsgefangenschaft gestorben sind, der Männer, Frauen und Kinder, die in der Heimat ihr Leben lassen mussten.</p> <p>Wir gedenken all derer, die unter Gewaltherrschaft Opfer ihrer Überzeugung oder ihres Glaubens, all derer, die getötet wurden, weil sie einem anderen Volk angehörten oder einer anderen Rasse zugeordnet wurden.</p> <p>Wir gedenken der Männer, Frauen und Kinder, die in der Folge des Krieges und wegen der Teilung Deutschlands und Europas ihr Leben verloren.</p> <p>Wir trauern mit den Familien und Freunden um die Gefallenen und Toten aller Völker, die beide Weltkriege erlitten.</p> <p>Wir trauern mit den Angehörigen der Opfer der Kriege und Bürgerkriege unserer Tage.</p> <p>Wir trauern, doch wir leben in der Hoffnung auf Versöhnung der Völker und Frieden in der Welt.</p> <p>Dafür lassen Sie uns wirken.“</p> <p>Quelle: Bulletin des Presse- und Informationsamtes, Nr. 143 vom 20. November 1973, S. 1483</p>	<p>„Totengedenken“ von Bundespräsident Joachim Gauck (2012):</p> <p>„Wir denken heute an die Opfer von Gewalt und Krieg, an Kinder, Frauen und Männer aller Völker.</p> <p>Wir gedenken der Soldaten, die in den Weltkriegen starben, der Menschen, die durch Kriegshandlungen oder danach in Gefangenschaft, als Vertriebene und Flüchtlinge ihr Leben verloren.</p> <p>Wir gedenken derer, die verfolgt und getötet wurden, weil sie einem anderen Volk angehörten, einer anderen Rasse zugerechnet wurden, Teil einer Minderheit waren oder deren Leben wegen einer Krankheit oder Behinderung als lebensunwert bezeichnet wurde.</p> <p>Wir gedenken derer, die ums Leben kamen, weil sie Widerstand gegen Gewaltherrschaft geleistet haben, und derer, die den Tod fanden, weil sie an ihrer Überzeugung oder an ihrem Glauben festhielten.</p> <p>Wir trauern um die Opfer der Kriege und Bürgerkriege unserer Tage, um die Opfer von Terrorismus und politischer Verfolgung, um die Bundeswehrsoldatinnen und -soldaten und anderen Einsatzkräfte, die im Auslandseinsatz ihr Leben verloren.</p> <p>Wir gedenken heute auch derer, die bei uns durch Hass und Gewalt gegen Fremde und Schwache Opfer geworden sind.</p> <p>Wir trauern mit allen, die Leid tragen um die Toten, und teilen ihren Schmerz.</p> <p>Aber unser Leben steht im Zeichen der Hoffnung auf Versöhnung unter den Menschen und Völkern, und unsere Verantwortung gilt dem Frieden unter den Menschen zu Hause und in der ganzen Welt.“</p> <p>Quelle: https://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Berichte/DE/joachim-gauck/2012/12/121116-Volkstrauertag.html (Zugriff: 13.07.2013)</p>

(電子黒板)

1. 1961年、1973年、2012年の死者の顕彰における重要な変化を明らかにしなさい。
2. なぜそうした変化が生じたのかについて説明しなさい。
3. この国民哀悼の日は今の時代にふさわしいものですか。

〈パート4：国民哀悼の日への対応の判断〉

パート4は、国民哀悼の日が存在している理由の認識を踏まえて、現状維持の是非という国民哀悼の日への対応について判断するパートである。

このパート4では、2つ目の学習課題でもある「この国民哀悼の日は今の時代にふさわしいものですか」という課題に基づき、既存の国民哀悼の日という歴史の行い方が妥当か否かを考えることで、現状維持の是非という問題について判断した。全体の意見交換では、現状の維持に反対する意見が多かった。賛成する意見は、負の過去の想起や平和の保障の意義、そうした趣旨・意図や基本立場と現在の悼辞の内容との結びつきを肯定的に評価づけるものであった。反対する意見は、現在の趣旨・意図や基本立場からみて国民哀悼の日の実際が適切でないとする意見だけでなく、国民哀悼の日の趣旨・意図や基本立場そのものが必ずしも適切でないとする意見もあった。歌の選択や演奏が軍隊的な視点に基づいている点、式典が限定された場所で、一部の人たちによって開催されている点、儀礼的で形式化形骸化が疑われる点などが、前者における批判点である。加害者も被害者も含めた全ての戦没者や暴力支配の犠牲者を同列化し一括で追悼すべきと考えている点、個人的なつながりを見出しがたい時間的に随分隔たった過去の事柄を取り上げて追悼しようと考えている点などが、後者における批判点である。生徒たちの意識は存在理由にのっての実際の式典内容の妥当性と、存在理由そのものの妥当性に向かったようである。追悼のための演奏曲の変更、街中での記念行事の開催、一般市民の参加、教育との連携、ヨーロッパ議会での式典開催など、今後の在り方に関する提案に及ぶ意見もあった。

現状維持の是非の判断の後、ジモン教諭は、「次の時間は先にも言った通り、英国とフランスを見て、その次の時間には……自分たちならどう改善したいか、国民哀悼の日の在り方についてどんな提案をしたいかを考えたいと思います」と後半2時間の予告をし、前半2時間を終えた。

このように国民哀悼の日に関する前半2時間の授業は、4つのパートからなる。パート1では、第一次世界大戦に関する先行の授業を踏まえ、記念日としての国民哀悼の日とその式典の存在について確認し、現状維持の是非という問題を授業の主題として把握した。パート2・3では、第一次世界大戦後の当初より採用されている「私には戦友がいた」の分析、第二次世界大戦後に変化してきた悼辞の分析を行い、国民哀悼の日の現状と存在理由をとらえた。そうして、パート4では、存在理由にのっての現在の記念の為し方の適合性、存在理由そのものの正当性を吟味検討し、現状維持の是非という問題に対して判断した。

授業はこの後、国民哀悼の日の現状維持の是非すなわち問題性の有無について判断した前半2時間を踏まえ、他のヨーロッパ諸国における戦没者追悼の行い方を分析吟味し、それらを参照して国民哀悼の日の今後の在り方について判断する後半2時間へとつづくことになる。

3 授業の特質

ジモン教諭のこのような授業の大きな特質として、次の5点が挙げられよう。

第1は、国民哀悼の日という現在の歴史政策に関する問題について取り上げていることである。この授業は、過去について取り組むヒストリー学習ではなく、過去を扱った既存の歴史について取り組むメタヒストリー学習を基軸とするものである。それだけでなく、その対象を社会のなかの広義の歴史へ広げている⁴⁾。しかも、過去についての公的な扱いに係る歴史政策の問題という、自分たちの社会のなかの広義の歴史をめぐる問題を主題としている。現在の社会の問題を直接的に取り扱うわけで

ある。

第2は、第一次世界大戦についてのヒストリー学習に基づく先行の授業を踏まえ、国民哀悼の日の問題を取り上げ、現状とその理由の認識、現状維持の是非の判断へと問題追的に授業過程を展開させていることである。歴史政策問題についてのメタヒストリー学習を認識学習に留めず、それを一環とする判断学習として進めている。歴史政策問題の判断づくりという社会形成の営みへと生徒を導き入れる授業過程の構成となっている。

第3は、そのような一連の授業過程において、生徒自身が特定の趣旨・意図や基本立場に根ざすものとして国民哀悼の日の現状を分析し、既存の有り様の論理構造を見極めることで対象化し、趣旨・意図や基本立場にとっての現状の適合性、趣旨・意図や基本立場そのものの正当性の吟味検討に取り組んでいることである。学習の方法において、事実レベルと価値レベルの両レベルで批判的に問うことにより、歴史政策問題の批判的判断づくりという社会形成の営みを生徒自身が遂行するものとなっている。

第4は、国家による過去の戦争で亡くなった戦死者の公的な取り扱いという社会としての歴史の行い方、すなわち、社会にとっての歴史の在り方という社会の在り方についての批判的な政治的判断を生徒が学んでいることである。この授業で生徒たちが学んでいるものは、第一次世界大戦に関する認識ではない。先行の授業で学んだ第一次世界大戦の認識を生かしつつ、そのような過去の事柄についての現在における記念の在り方、とりわけ戦死者の追悼の行い方に関する判断を生徒自らがうみだすことで学んでいる。社会にとっての歴史の在り方についての批判的判断がこの授業の中心内容である。

第5は、歴史政策問題を分析判断するメタヒストリーとしての社会問題学習に基づき、生徒が自分たちの社会としての歴史の行い方を問うことで社会の望ましい在り方を探求する社会形成の教育として働くことである。過去に関する歴史政策を現在や未来の社会に関わるものとして扱い、既に存在するものを自明視せずに分析し、その既存の有り様や望ましい在り方について批判的に判断できるようにしようとしており、社会認識を一環とする社会形成の教育としての歴史授業と呼べるものである。この授業は、実質において、社会形成教育による批判的な政治的判断の形成ととらえられよう⁵⁾。

生徒にとって自分事として学ぶことのできる意義ある歴史授業とはどうありうるか。この問いに対する1つの回答として、国民哀悼の日に関するオリバー・ジモン教諭の授業は、生徒が現在の自分たちの社会のなかの広義の歴史をめぐる問題について分析判断することで自分たちの社会の在り方を批判的に探求する授業の可能性を提起するものとなっている。このようなメタヒストリーとしての社会問題学習に基づく歴史授業は、歴史授業を過去についての学習という呪縛から解放し、歴史授業であっても現在について直接的に取り扱うことを可能にするし、現在についての学習のために過去についての学習を生かせるようにもする。それは民主主義社会を遂行する市民の基礎形成のための社会形成教育を歴史教育の固有性を生かしつつ実現しうるものであり、レリバンスという観点からも高く評価できよう。

註

- 1) このオリバー・ジモン教諭の授業については既に、次の別稿において、歴史政策問題学習に基づく社会形成教育という視点から分析検討している。

服部一秀「社会に開かれた歴史教育はどうありうるか—歴史政策問題学習に基づく社会形成教育—」, 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要『教育実践学研究』26, 2021年。

<https://yamanashi.repo.nii.ac.jp/records/4955>

なお、オリバー・ジモン教諭は、現在は上級の教諭である Oberstudienrat (OStR) である。

- 2) アイヒェンドルフ・ギムナジウムは、モーゼル川とライン川が合流するドイチェス・エックが有名なコブレンツ市にある。

なお、ドイツのギムナジウムとは、大学進学に向けた中等教育一貫校(第5~12・13学年)である。ギムナジウム上級段階の修了資格であるアビトゥアが大学入学資格となる。アビトゥア試験における歴史科の学力像については、服部一秀「ドイツの後期中等教育段階における学力像—EPAを手がかりとして—」, 日本教科教育学会『日本教科教育学会誌』36-1, 2013年, 参照。

- 3) この授業は、ジモン教諭がかつて歴史教育誌『Praxis Geschichte』誌上で発表した自らの授業構想（Oliver Simon, Von Helden und Opfern, in: *Praxis Geschichte*, 6/2013, Westermann, 2013, S.39-43）を再構成して実践したものである。
- 4) ドイツの歴史教育では、社会に存在するあらゆる歴史が歴史文化（Geschichtskultur）という範疇のもとにとらえられ、2000年代以降、諸州の歴史教育において広義のさまざまな歴史を取り扱う学習がすすめられつつある。服部一秀「社会のなかの歴史に関するメタヒストリー学習の意義」、社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』28, 2016年, 他, 参照。
- 5) 服部一秀「社会科は社会とどのように関わるのかー民主主義社会形成に開かれた批判的な政治的判断の形成ー」, 『教育科学社会科教育』2019年4月号, 明治図書, 服部一秀「メタヒストリー学習に基づく社会形成教育としての歴史授業」, 社会系教科教育学会編『社会系教科教育学研究のブレイクスルー』, 風間書房, 2019年, 及び, 服部前掲論文「社会に開かれた歴史教育はどうありうるか」, 参照。